

大阪府安全なまちづくり条例

～ 青少年の育成に携わる者の努力義務規定 ～

令和元年6月1日、特殊詐欺被害防止対策が追加された改正「大阪府安全なまちづくり条例」が施行され、青少年の育成に携わる者の努力義務が規定されています。

第20条 特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務

青少年対策

第4項 青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺に加担しないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

※ 青少年の育成に携わる者～ 青少年の保護者、府、市町村又は学校の職員、青少年を雇用して指導監督する者、その他青少年に対して助言及び指導を行う立場にある者をいいます。



生徒さんに伝えていただきたいこと！

- 犯人グループは、高齢者からキャッシュカードや現金を受け取る「受け子」やだまし取ったキャッシュカードでATMから現金を引き出す「出し子」として青少年を特殊詐欺に加担させていること。
- 犯人グループは、SNS（特にツイッター）や地元の交友関係を通じて「高額バイト」「楽に稼げる」「ノーリスク」等都合のいいことを言って勧誘してくること。
- 犯人グループは、犯行前に身分証や顔写真等を送らせて個人情報を収集するので、「裏切れば制裁を加える」「個人情報をばらまく」等と脅され辞めることができなくなること。
- 「受け子」等は現場で捕まるリスクが最も高い役割で、犯人グループは責任を押しつけるために、何も知らない青少年を捕まり役として利用していること。
- 令和元年中、大阪で107人の少年が検挙されたこと。（前年の約1.8倍、全体の約4割）
- 「受け子」等は、詐欺罪や窃盗罪の実行犯になるということ。
- 詐欺罪（刑法第246条）は、10年以下の懲役、窃盗罪（刑法第235条）は、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される重大な犯罪であること。
- 民事上の損害賠償で数百万円の賠償金が発生する可能性があること。
- 犯人グループは、暴力団や半グレ等の反社会的勢力と関係している可能性が高いこと。



「受け子」や「出し子」に誘われたり、誘われた友人がいたら、必ず先生や保護者に相談すること。

スマホを持つ世代への、早期の助言・指導をお願いします。



みんなで防ごう！ 特殊詐欺

大阪府安全なまちづくり条例

検索

大阪府警察本部 特殊詐欺対策室